

公益財団法人日本フィランソロピック財団 顕彰選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、顕彰選考委員会（以下、「委員会」という）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条(事業)に掲げる顕彰の対象の選考に関する事項を審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下、「委員」という）は、役員から3名以下及び外部委員から2名以上6名以下、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

2 外部委員は、当該顕彰の当該分野に詳しい有識者のほか、学識経験者、企業経営者、NPO関係者、公益法人関係者等、顕彰の審査及び選考に貢献できる者とする。

3 顕彰の対象に利害関係を有する者は、選考に加わらない。

4 委員は基金ごとに選任される。

5 委員の任期は原則として3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 任期の満了前に辞任した委員の補欠として選任された委員の任期は、辞任した委員の任期の満了する時までとする。

7 委員名は、原則として公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(選考委員長及び選考副委員長)

第4条 委員会には選考委員長（以下、「委員長」という）1名、及び必要に応じ選考副委員長（以下、「副委員長」という）2名以内をおくこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

2 委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員長に事故がある時は、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所、その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をも

って予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

6 委員は、自己が申請者又は協力者である場合、その他特別の利害関係がある議案の選考及び議決に加わることができない。

7 委員会は、原則として、非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第 6 条 顕彰の対象及び候補者の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(議事録)

第 7 条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報告)

第 8 条 委員長は、選考結果を一定の期限内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

2 理事会は、委員会の選考結果に基づき、顕彰対象者を決定する。

3 代表理事は、理事会で決定された選考結果を顕彰対象者に郵送等で通知するものとする。

(委員の責務)

第 9 条 委員は、顕彰候補者の選考を公正に行い、選考の過程及び内容並びに委員の職務上知り得た秘密については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(報酬等の支給)

第 10 条 当法人は、委員の職務遂行の対価として、委員には、審査・選考ごとに 20 万円を超えない範囲で報酬等を支払うことができる。ただし、当該委員から法人への寄附として返還された場合は支払わなかったものとして扱うこととする。

2 当法人は、委員に対し、授賞式への出席の日当として、1 回 5 万円を支給する。

(費用)

第 11 条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料、観劇料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

2 当法人は、委員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 12 条 委員の報酬等は、選考結果の理事会報告の都度、通貨を持って本人に支給する。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当法人の事務局の職員若干名をもって構成する。

3 事務局の職員は委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(参考意見)

第 14 条 委員会は、必要な場合には、外部の専門家を招聘して意見を聞くことが出来る。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、代表理事が起案し、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

2 この規程は、2022 年 8 月 25 日から施行する。

3 この規程は、2023 年 2 月 3 日から施行する。

4 この規程は、2024 年 3 月 25 日から施行する。

5 この規程は、2025 年 3 月 26 日から施行する。